

別表第2（第4条—第9条関係）

(あ)		(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)
						壁面の位置の制限		
計画地区		建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	ア 境界線の区分	イ 距離	建築物の高さの最高限度
千鳥地区	A地区	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 倉庫業を営む倉庫 2 パチンコ屋 3 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 4 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する工場で作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く。） 5 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令第130条の2の2に掲げる処理施設 6 自動車教習所				道路境界線	1.0m	計画図に指定するaの部分については、道路境界線から10m以内の部分は10m
	B地区			165㎡	10m			
千鳥南地区	A地区	次の各号に掲げる建築物は、建築することができる。 1 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 2 前号の建築物に附属するもの（政令第130条の5に掲げるものを除く。）						
	B地区	次の各号に掲げる建築物は、建築することができる。ただし、第7号に掲げるものは、B地区及びC地区に限り、第8号から第10号までに掲げるものは、D地区に限る。 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第130条の3に掲げるもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 保育所その他これに類するもの 5 診療所 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で次に掲げるもの ア 郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設で延べ面積が500㎡以内のもの イ 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 7 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5に掲げるものを除く。） 8 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の3に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 9 自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 10 第1号から第6号まで及び前2号の建築物に附属するもの（政令第130条の5の5に掲げるものを除く。）	10分の6	10分の4	200㎡	敷地境界線	1.0m	10m
	C地区							
	D地区		10分の15	10分の5				
緑ヶ丘地区			10分の15		170㎡			12m
鹿部1組地区		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの						
永浦地区		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 ホテル又は旅館 2 マージャン屋又はパチンコ屋 3 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 4 自動車教習所			1,000㎡			
三田浦・大浦地区		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 4 物品販売業を営む店舗又は飲食店 5 図書館、博物館その他これらに類するもの 6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2に掲げる運動施設 7 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの			1,000㎡			

玄望園地区	A地区	<p>準工業地域内に建築することができる建築物のうち次の各号に掲げる建築物は、建築することができる。ただし、第5号に掲げるものは、B地区に限る。</p> <p>1 自動車産業に資する製造業に属する工場及びこれに関連する研究開発施設、事務所等</p> <p>2 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業の用に供される施設</p> <p>3 倉庫</p> <p>4 流通業務の用に供する配送センター、荷さばき場等の施設</p> <p>5 店舗、飲食店で床面積の合計が500㎡以内のもの</p>	10分の20	10分の6	10,000㎡	<p>県道との道路境界線</p> <p>10.0m</p>	<p>区画道路との道路境界線</p> <p>5.0m</p> <p>隣地境界線</p> <p>2.0m</p>	
	B地区				1,000㎡			
播摩地区		<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 倉庫業を営む倉庫</p> <p>2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>3 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>4 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する工場で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの及び自動車修理工場で作業場の床面積の合計が300㎡以内のものを除く。）</p> <p>5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの</p>				高さ2.5m以上の擁壁	3.0m	
病院・千鳥地区	A地区	<p>次に掲げる建築物は、建築することができる。</p> <p>1 法別表第2（い）項に掲げるもの</p>	10分の8	10分の5	165㎡			10m
	B地区	<p>次に掲げる建築物は、建築することができる。</p> <p>1 法別表第2（は）項に掲げるもの</p>	10分の20	10分の6				
久保西・地 久保中央・ 古賀団地	戸建住環境形成地区		<p>次の各号に掲げる建築物に 及び、当該各号に定める割合とする</p> <p>1 法第48条第1項に規定する第1種低層住居専用地域内に建築することができる建築物のうち法別表第2（い）項第1号に規定するもの及び当該建築物に附属するもの</p> <p>10分の8</p> <p>2 法第48条第1項に規定する第1種低層住居専用地域内に建築することができる建築物（前号に規定するものを除く。）</p> <p>10分の6</p>					
浜地区	低層住居地区	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築することができる。</p> <p>1 住宅（長屋を除く。）</p> <p>2 住宅で事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第130条の3に掲げるもの</p> <p>3 政令第130条の4第2号から第5号までに掲げる公益上必要な建築物</p> <p>4 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5に掲げるものを除く。）</p>	10分の8	10分の5	180㎡	敷地境界線	1.0m	10m 軒の高さの 最高限度は7m
	沿道地区	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 共同住宅</p> <p>2 学校</p> <p>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>4 自動車教習所</p> <p>5 畜舎</p>	10分の10					15m

高田地区	A地区	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築することができる。</p> <p>1 法別表第2（は）項第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物（法別表第2（い）項第5号に掲げるものを除く。）</p> <p>2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令第130条の5の2に掲げるものでその用途の供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの</p> <p>3 事務所で床面積の合計が500㎡以内のもの</p> <p>4 自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの又は都市計画として決定されたもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>5 政令第130条の6に掲げる工場</p> <p>6 作業場の床面積の合計が50㎡以内で原動機の出力の合計が1.5kwを超える空気圧縮機を使用しない自動車修理工場</p> <p>7 危険物の貯蔵又は処理に供するものうち、準住居地域に建築できるもので、床面積の合計が1,500㎡以内で2階以下のもの</p> <p>8 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5に掲げるものを除く。）</p>	10分の6	165㎡								
	B地区	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築することができる。</p> <p>1 法別表第2（は）項第1号から第4号まで又は第7号に掲げる建築物</p> <p>2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令第130条の5の3に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡以内のもの</p> <p>3 事務所で床面積の合計が10,000㎡以内のもの</p> <p>4 ホテル又は旅館</p> <p>5 ボーリング場、スケート場又は水泳場</p> <p>6 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200㎡未満のもの</p> <p>7 自動車車庫</p> <p>8 政令第130条の6に掲げる工場</p> <p>9 自動車修理工場で、作業場の床面積の合計が300㎡以内のもの</p> <p>10 危険物の貯蔵又は処理に供するもので、商業地域に建築できるもの</p> <p>11 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5第4号及び第5号に掲げるものを除く。）</p>						10分の20	10分の8			
	C地区	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築することができる。</p> <p>1 法別表第2（は）項第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物（法別表第2（い）項第5号に掲げるものを除く。）</p> <p>2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令第130条の5の2に掲げるものでその用途の供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの</p> <p>3 事務所で床面積の合計が500㎡以内のもの</p> <p>4 自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの又は都市計画として決定されたもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>5 政令第130条の6に掲げる工場</p> <p>6 作業場の床面積の合計が50㎡以内で原動機の出力の合計が1.5kwを超える空気圧縮機を使用しない自動車修理工場</p> <p>7 危険物の貯蔵又は処理に供するものうち、準住居地域に建築できるもので、床面積の合計が1,500㎡以内で2階以下のもの</p> <p>8 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5に掲げるものを除く。）</p>						10分の6	165㎡			10m